

休業の取り扱いについて

概 要	<p>原則として、法人については、解散後、清算が終了するまで、申告・納付していただく必要があります。ただし、</p> <p>①関係法令等に基づく解散・清算等の手続きを執行できない状態で事業活動を停止し、雇用・人件費支出がなく、事業収入もなく、再開の見込みがない状態の法人。</p> <p>②設立後、事業活動が開始されず登記のみの状態にある法人。</p> <p>③解散後、清算事務を執行できない状態となった清算法人。</p> <p>(以下、「休業法人」という。)については、休業届出書・申立書を提出することができます。</p> <p>(届出・申立後、何らかの事業活動が確認できた場合や清算事務を執行されていた場合など、届出・申立内容と異なる事実が判明した場合は、遡って申告・納付が必要となる場合があります。)</p>
対 象	上記の休業法人(※一時的な休業は認められません。)
必要な書類	上記①、②の場合は休業届出書。上記③の場合は申立書。様式は、次頁以降にあります。ただし、事業年度途中から休業される場合は、別途休業時期がわかる資料を求める場合があります。
受付期間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
受付時間	8:30～17:15
受付窓口	〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104-2 京都府庁西別館4階 京都地方税機構 申告センター
問い合わせ先	京都地方税機構 申告センター
電話番号	075-417-1371

年 月 日

京都地方税機構
広域連合長 様

京都府管理番号	
---------	--

主たる事務所等所在地

福知山市	舞鶴市	綾部市
宇治市	宮津市	亀岡市
城陽市	向日市	長岡京市
八幡市	京田辺市	京丹後市
南丹市	木津川市	大山崎町
久御山町	井手町	宇治田原町
和束町	笠置町	精華町
南山城村	京丹波町	伊根町
与謝野町		

電話()

法人名

代表者名

印

※事務所、事業所が所在する(した)全ての市町村に✓を記入して下さい。

連絡先 氏名 電話()

休業届出書

休業の状態について、下記のとおり届け出ます。

記

1 休業開始日 年 月 日から休業

2 休業の理由(※具体的に記入してください。)

3 裏面の「法人の現況説明書」を記入してください。

(留意事項)

- ・状況確認の照会をする場合は、調査にご協力をお願いします。
- ・後日、届出内容と相違する事実が判明した場合は、遑って申告・納付していただくこととなりますので、ご承知おき願います。
- ・一時的な休業は受付できませんのでご承知おき願います。

(裏面)

法人の現況説明書

(該当する□に✓を付し必要事項を記入してください。)

1 現在、本店所在地（京都府）で法人としての活動を行っていますか。 (残務整理も含まれます。)	
<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	

2 本店所在地とは別に、京都府内で事務所や事業所として使用している場所がありますか。	
<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	

3 現在、雇用している従業員はいますか。 ※いる場合、状況を記入してください。	
<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

4 法人名義の事業収入・人件費や役員報酬などの人的支出はありますか。 ※ある場合、具体的に記入してください。	
(収入) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
(支出) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	

(参考)

本店所在地（京都府内）には、事業を行うための事務設備（電話・FAX・机等）や機械設備はありますか。法人名の看板を出していますか。郵便受けに法人名を出していますか。	
※ある等の場合は具体的に記入してください。	
(設備) <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
(看板) <input type="checkbox"/> 出している <input type="checkbox"/> 出していない	
(郵便受けの法人名) <input type="checkbox"/> 出している <input type="checkbox"/> 出していない	

年 月 日

京都地方税機構
広域連合長 様

京都府管理番号	
---------	--

主たる事務所等所在地

福知山市	舞鶴市	綾部市
宇治市	宮津市	亀岡市
城陽市	向日市	長岡京市
八幡市	京田辺市	京丹後市
南丹市	木津川市	大山崎町
久御山町	井手町	宇治田原町
和束町	笠置町	精華町
南山城村	京丹波町	伊根町
与謝野町		

電話()

法人名

代表者名

印

連絡先 氏名 電話()

申 立 書

解散後の状態について、下記のとおり申立てます。

記

- 1 解散日 年 月 日
- 2 解散後の状態（※具体的に記入してください。）

（留意事項）

- ・ 状況確認の照会をする場合は、調査にご協力をお願いします。
- ・ 後日、届出内容と相違する事実が判明した場合は、遡って申告・納付していた
たぐこととなりますので、ご承知おき願います。